

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調和を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第4条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。